



平成 30 年 5 月 15 日

各 位

会 社 名 株式会社ジャックス  
代表者名 取締役社長 板垣 康義  
(コード番号 8584 東証第 1 部)  
問合せ先 取締役常務執行役員 齊藤 隆司  
(TEL 03-5448-1311)

## 譲渡制限付株式報酬制度及びパフォーマンス・シェア・ユニット導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 30 年 6 月 28 日開催予定の第 87 期定時株主総会（以下、「本株主総会」という。）に、役員報酬制度の見直しを行い、当社の取締役（社外取締役を除く。）（以下、「対象取締役」という。）を対象とする譲渡制限付株式報酬制度及びパフォーマンス・シェア・ユニット（業績連動型株式報酬制度）（以下「本制度」という。）導入について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 本制度の導入目的及び条件

##### (1) 本制度の導入目的

本制度は、対象取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、現行の株式報酬型ストック・オプション制度に代え新たに導入するものです。

##### (2) 本制度の導入条件

本制度においては、対象取締役に対して株式の交付のために報酬として金銭債権（以下、「金銭報酬債権」という。）を支給することとなるため、本制度の導入は、本株主総会において係る報酬を支給することにつき、株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。なお、本制度の導入に伴い、既に付与済みのものを除き株式報酬型ストック・オプション制度は廃止いたします。

#### 2. 本制度の内容

##### I. 譲渡制限付株式報酬制度について

##### (1) 概要

対象取締役は、原則として毎事業年度、当社の取締役会決議に基づき支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けます。

当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で譲渡制限付株式割当契約（以下、「本割当契約」という。）を締結し、対象取締役は本割当契約を受けた当社の普通株式（以下、「本割当株式」という。）について、本割当契約に定める一定の期間（以下、「譲渡制限期間」という。）中は、自由に譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないものといたします。（本割当契約において定める内容の概要は、下記（4）のとおり。）

##### (2) 譲渡制限付株式報酬制度に係る金銭報酬債権の報酬額及び株式数の上限

対象取締役に支給する金銭報酬債権の総額は、年額 1 億 26 百万円以内、対象取締役が発行又は処分を受ける当社の普通株式の総数は年 28,000 株以内といたします。ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の発行済株式総数が、株式の併合、株式の分割、株式無償割当て等によって増減した場

合には、譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社普通株式の総数は、その比率に応じて合理的に調整されます。

### (3) 本割当株式1株当たりの払込金額

本割当株式1株当たりの払込金額は、株式の割当てに関する当社の取締役会決議の日の前営業日における株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当社普通株式を引き受ける対象取締役特に有利な金額とならない範囲で、当社取締役会において決定することといたします。

### (4) 本割当契約の内容

#### ① 譲渡制限期間

譲渡制限期間は、本割当契約により割当てを受けた日から30年間（以下、「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

#### ② 本割当株式の無償取得

対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社の取締役（又は役付執行役員及び監査役）を退任した場合には、その退任につき、任期満了、死亡又はその他当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は本割当株式を当然に無償で取得する。

#### ③ 譲渡制限の解除

上記①の定めにかかわらず、当社は対象取締役が譲渡制限期間中、当社の取締役（又は役付執行役員及び監査役）の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、対象取締役が上記②に定める当社の取締役会が正当と認める理由により譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役（又は役付執行役員及び監査役）を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

#### ④ 組織再編等における取り扱い

上記①の定めにかかわらず、当社は譲渡制限期間中に当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会により承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち譲渡制限を解除する。

なお、当社は上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

#### ⑤ その他取締役会で定める事項

上記のほか、本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約の改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

（ご参考）

本株主総会においてご承認をいただいた場合には、当社の役付執行役員に対しても、本制度を適用をする予定であります。

## II. パフォーマンス・シェア・ユニット制度（業績連動型株式報酬制度）について

### (1) 概要

パフォーマンス・シェア・ユニット（業績連動型株式報酬制度）は、当社の第13次中期経営計画の対象期間（当初は2018年度から2020年度までの3事業年度までとし、以後、当初の対象期間終了後も新たな中期経営計画が策定されるごとに、前対象期間の最後の事業年度の翌事業年度から始まる連続した3事

業年度が対象期間となります。)において、対象取締役に対し、対象期間中の当社業績等の数値目標を当社取締役会においてあらかじめ設定し、当該数値目標の達成率に応じた数の当社の普通株式（以下、「当社株式」という。）及び納税費用相当額の金銭を、対象期間分の報酬等として交付する業績連動型の株式報酬です。

したがって、対象取締役へは上記数値目標の達成率に応じて、当社株式及び納税費用相当額の金銭を交付するものであることから、制度導入時点では、当該取締役に対して交付するか否か並びに交付株式数及び支給する金銭の額は確定しておりません。

## (2) 報酬金額の上限等

対象取締役の役割・職務・職位に基づき、業績評価期間の会社業績の数値目標達成率に応じて、対象取締役に対して金銭報酬債権及び納税費用相当額の金銭を交付し、対象取締役は、当社株式について発行又は処分の際に当該金銭報酬債権を現物出資することにより、下記(3)及び下記(4)にて定める数の当社株式を取得します。当該金銭報酬債権の金額は、当社株式を引き受ける対象取締役に特に有利としない範囲で当社取締役会にて決定いたします。当社が対象取締役に交付する金銭報酬債権及び金銭の金額は、対象期間において72百万円を上限といたします。また、当社が対象取締役に交付する当社株式の総数は、対象期間において15,800株相当を上限といたします。ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の発行済株式総数が、株式の併合、株式の分割、株式無償割当て等によって増減した場合、当該上限及び対象取締役に對する交付株式数は、その比率に応じて合理的に調整されます。

当社株式の交付を行うことにより、上記報酬金額の上限又は上記交付株式総数の上限を超えるおそれがある場合には、これらの上限を超えない範囲で、各対象取締役に對する交付株式数を按分比例等の合理的な方法により減少させます。

## (3) 金銭報酬額の算定方法

以下の方法に基づき算定のうえ、対象取締役ごとの交付株式数及び支給額を決定いたします。

<対象取締役に交付する個別交付株式数及び個別支給額の算定方法>

### ①個別交付株式数

基準株式数(※1)×50%

### ②個別支給額

基準株式数(※1)×50%×当社株価(※2)

※1. 第13次中期経営計画の連結経常利益及び連結営業収益の達成率(下表A)に応じて毎年付与するポイントと3年間のトータル実績に応じて付与するポイントを合算し、合計ポイントを算出いたします。算出した合計ポイントにより業績評価ランク(下表B)を決定し、対象取締役全員につき当該業績ランクの上限株式数の範囲で、対象取締役の役職により業績評価ランクに応じた基準株式数(下表C)を交付いたします。

※2. 対象期間終了後の最初の定時株主総会終了後2カ月以内に開催される当社の取締役会決議日の日の前営業日における株式会社東京証券取引所における当社株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)といたします。

A:業績の達成率において付与するポイントは以下のとおりとします。

連結経常利益

達成率	110%以上	105%以上	100%以上	90%以上	90%未満
ポイント	35	28	21	14	7

連結営業収益

達成率	105%以上	102.5%以上	100%以上	95%以上	95%未満
ポイント	15	12	9	6	3

合計ポイント=1年目ポイント+2年目ポイント+3年目ポイント+3年間のトータル実績におけるポイント

B：業績評価ランクの評価は以下のとおりとします。

合計ポイント	業績評価ランク	上限株式数
165～200	S	15,800株
125～164	A	12,200株
85～124	B	8,600株
60～84	C	0株
40～59	D	0株

C：基準株式数は以下のとおりとします。

業績評価ランク	S	A	B
会長・社長	2,600株	2,200株	1,800株
副会長・副社長	2,200株	1,800株	1,400株
専務執行役員	1,800株	1,400株	1,000株
常務執行役員	1,400株	1,000株	600株
上席執行役員	600株	400株	200株

(4) 対象取締役に対する当社株式の交付要件

対象期間が終了し、以下の株式交付要件を満たした場合に、対象取締役に対して当社株式を交付いたします。当社が当社株式を交付する際は、当社株式について発行又は処分により行われ、当社株式を交付する対象取締役及び交付株式数は、対象期間経過後の当社取締役会で決定いたします。

- ① 対象期間中に取締役として在任したこと
- ② 一定の非違行為がなかったこと
- ③ その他株式報酬制度としての趣旨を達成するために必要と認められる要件

※対象取締役が退任する場合においては、退任時までの在任年数に応じて按分した数の当社株式を交付いたします。ただし、対象取締役が対象期間中に死亡により退任した場合は、対象期間終了後、在任年数に応じて按分した基準株式数を当該対象取締役の承継者に交付いたします。また、対象期間中に新たに就任した取締役についても、在任年数に応じて按分した数の当社株式を交付いたします。

(ご参考)

本株主総会においてご承認いただいた場合には、当社の役付執行役員、雇用契約の執行役員及び上層部の従業員に対しても、本制度を適用する予定であります。

以 上